

**納税者・住民は、もう許さない！国交省・近畿地方整備局に説明を求める。
不正防止事案再発防止検討委員会を淀川水系流域委員会に設置を！**

1. 国交省キャリア2人逮捕

国営公園談合事件 入札妨害の疑い（2／23新聞報道）

2. 国営飛鳥歴史公園で談合の疑い（近畿地方整備局管轄）

大阪地検特捜部捜査 関係者再逮捕（再掲）

3. 71回委員会参考資料1 NO927続報意見

官製検討委員会では談合防止はできない！

記者クラブ資料配布 近畿地方整備局20／2／6 20：50

「第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の議事概要について」
全文（再掲）

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆

近畿地方整備局
資料配付

配布	平成20年2月6日
日時	20:50

件名	第2回 近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会の議事概要について
----	---

概要	本日開催された「近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会」の議事概要を配信します。
----	---

取り扱い	—————
------	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 豊岡市政記者クラブ
------	------------------------------------

問合せ先	近畿地方整備局	小林主任監査官
	代表電話	06 - 6942 - 1141 (内線2114)
	直通電話	06 - 6946 - 0935 (夜間)
	総務部	上田総括調整官
	代表電話	06 - 6942 - 1141 (内線2212)
	直通電話	06 - 6946 - 0329 (夜間)
	企画部	岩崎企画調整官
	代表電話	06 - 6942 - 1141 (内線3112)
	直通電話	06 - 6946 - 9879 (夜間)

第2回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の 議事概要について

平成20年2月6日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)
上田総括調整官 内線(2212)
岩崎企画調整官 内線(3112)
TEL 06-6942-1141(代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年2月6日(水) 17:40～19:50

(開催場所)

大阪マーチャンダイズ・マートビル 2階 1・2号室

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設) 副局長(港湾) 総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護士)

吉川 吉衛(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

布村局長挨拶

本日も外部委員の方々には、お忙しい中、前回に引き続きご無理を申し上げ、こうした夕方時間で恐縮ですがご出席賜りありがとうございます。

2月2日には、既に逮捕された職員と業者が起訴保留のまま再逮捕され、同一業者の方が新たに逮捕されました。これまでも申し上げているように、極めて遺憾なことであり、水害の被災者をはじめとした地元の皆様、国民の皆様にお詫びしたいと思います。徹底した究明のための調査を行うとともに、二度とこのようなことが起きないような再発防止策を確立していきたいと思っております。

現在、前回の委員会でいただいた意見も踏まえ、契約関係の資料調査等を進めています。また、これまで警察から、「職員や関係業者の事情聴取等の捜査に支障があることについては厳に差し控えて欲しい」との要請がありましたが、1月30日に警察から「職員及び

沖野工務店以外の関係業者に対する事情聴取等の調査をしてもらってもよい。」との了解を得たことから、関係職員及び関係業者に対する事情聴取を開始したところです。

収賄容疑で逮捕された職員については、接見もできない状況にあり、現在のところ、職員をはじめとする関係者からの事情聴取を始めたばかりで、事実関係が判明していないところが多々ございます。本日の委員会では、現在の調査状況等を報告させていただき、徹底した事実関係の究明のために追加すべき調査・検討項目について御議論をお願いしたいと思います。また、全般にわたる再発防止策については、年度末を目途に中間とりまとめをお願いしたいと考えておりますが、今からでもすぐにできることについては、当面の再発防止策として取りまとめ、速やかに実施したいと考えており、このことについても審議をいただきたいと思います。

1 回目の委員会でも申し上げましたように、全職員が一丸となって再発防止に取り組むことが必要であると考えており、事実関係の徹底した究明のもと、二度とこのようなことが起きないように、具体的かつ実効性のある防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかり対応していく固い決意でございますので、委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきまして、よろしく願い申し上げます。

なお、本委員会の審議内容と直接関係することではありませんが、円山川沿川の地元の方々からは、今回の事件で一連の水害対策が遅れないか心配される声が多く出されておりますが、遅滞することのないよう、整備局をあげて最大限の努力をしていくこととしております。

議事

(1) 現在の状況について事務局より説明。

- ・ 1月28日付けで、中村豊岡河川国道事務所長を企画部付とし、現地で捜査協力や報道対応に専念させる人事を発令。事務所長は、細川環境調整官が兼務する。
- ・ 1月30日に兵庫県警から沖野工務店以外の業者及び整備局職員に対し、整備局として調査を開始することについて了解を得、2月4日から関係職員に対する事情聴取を開始した。
- ・ 1月30日、31日にカウンセラーを豊岡河川国道事務所に派遣した。
- ・ 2月2日、兵庫県警に逮捕拘留されていた豊岡河川国道事務所職員が(株)沖野工務店からの収賄容疑で再逮捕された。また、同日、新たに同工務店社長が贈賄容疑で逮捕され、同工務店営業部長が同容疑で再逮捕された。

(2) これまでの調査状況及び調査結果、今後の調査・検討の進め方について事務局より説明。

- ・ 調査対象の工事数、調査項目数が多いため、段階的に調査を行うこととした。
- ・ 書面の調査として、まず変更額の大きい工種を含む工事(全体74工事のうち59工事)について、書面により積算の適正性、変更契約の理由の妥当性、変更手続の適正性に関する一次調査を実施した。その結果、現時点で水増しと思われる不適切な積算は見受けられないが、確認不足の項目や書面上確認できない項目が存在した。
- ・ 一次調査対象外の15工事の単価・数量・工種の根拠等の調査を実施するとともに、検査手続のプロセス及び一次調査で抽出した疑問点、不明な点を明らかにする

ための詳細な調査（書面では確認できない変更理由の妥当性、単価、数量、工種の根拠、追加・変更した工法／材料の選択理由、変更手続のプロセス、検査手続の実施状況等について、関係者（職員、業者）から事情聴取）を行う。

- ・業者選定の公正性、総合評価落札方式の評価の妥当性について書面上の調査を行ったところ、現時点で業者の選定、総合評価の評価について、不適切なものは見受けられないが、書面上確認できない項目が存在した。
- ・業者選定手続き及び総合評価落札方式については、現時点で特に問題は見られない。一部の定性的な項目についてその考え方を事情聴取により確認する。
- ・藤田係長が担当していた工事について、設計、積算、契約、工事監督等の業務上、何らかの関係があった関係者（職員、業者）から事情聴取を行う。

【主な意見】

- ・予定価格漏洩については未調査であり、問題の有無について、現時点では判断できない。
- ・積算の適正性、業者の選定及び総合評価落札方式の評価の妥当性については、現時点までの調査で、特段の問題があると見受けられる点はない。
- ・変更理由の妥当性については、書面上だけでは十分確認できないため、事情聴取による補完が必要。
- ・事情聴取の対象は、原則として職員、業者とし、特に必要が生じたとき、第三者の意見を聞くこととしてはどうか。
- ・当面の調査項目としては、妥当なものとする。今後必要に応じて追加していけばよい。

（３）当面の再発防止策について議論。次のような意見があり、引き続き検討していくこととされた。

【主な意見】

- ・変更契約額が３割を超える場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・昨年１０月に改正、強化した「発注者綱紀保持規程」の更なる周知徹底すべき。
- ・事務所レベルでのコンプライアンスの強化対策を検討すべき。
- ・整備局に通報制度（内部・外部）の創設を検討すべき。
- ・職員が業者と単独で接触する場合の事前承認制度の導入を検討すべき。
- ・談合防止に向けた対策の強化を検討すべき。 など

（４）その他

- ・資料２－２の別紙２及び資料２－３の別紙１から６については、警察の捜査への支障を確認する必要があるため、資料の公開について警察へ確認を行った後、公表すべき。
- ・外部委員から不祥事等に関する警報装置の業務システムへの組み込みについて説明があった。

次回日程

- ・２月下旬を目途に調整。

「不正事案再発防止検討委員会」では、国交省職員の談合・収賄体質はなくせない。
日弁連等外部セフティーネット機関設立で真相究明を！

キーワード:情報公開・不作為(追加)

添付資料2 / 28 20:00 近畿地方整備局記者発表資料
及び前回の発信資料とホットライン資料で意見とします。

近畿地方整備局
資料配付

配布 日時	平成20年2月28日 20:00
----------	---------------------

件名	第3回 近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会の議事概要について
----	---

概要	本日開催された「近畿地方整備局発注工事にかかる 不正事案再発防止検討委員会」の議事概要を配信します。
----	---

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ 豊岡市政記者クラブ
------	------------------------------------

問合せ先	近畿地方整備局 小林主任監査官 代表電話 06-6942-1141 (内線2114) 直通電話 06-6946-0935 (夜間) 総務部 上田総括調整官 代表電話 06-6942-1141 (内線2212) 直通電話 06-6946-0329 (夜間) 企画部 岩崎企画調整官 代表電話 06-6942-1141 (内線3112) 直通電話 06-6946-9879 (夜間)
------	---

第3回近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会の 議事概要について

平成20年2月28日

<問い合わせ先>

小林主任監査官 内線(2114)
上田総括調整官 内線(2212)
岩崎企画調整官 内線(3112)
TEL 06-6942-1141(代表)

(概要)

標記の会議について、以下のとおり開催されましたので、お知らせします。

(開催日時)

平成20年2月28日(木) 16:30~18:30

(開催場所)

大阪府立女性総合センター(ドーンセンター)5階 大会議室2

(出席者)

委員長 布村近畿地方整備局長

委員 副局長(建設)、副局長(港湾)、総務部長、企画部長、建政部長、河川部長、道路部長、港湾空港部長、営繕部長、用地部長

中務 嗣次郎(入札監視委員会委員長・弁護士法人中央総合法律事務所所長弁護士)

吉川 吉衛(発注者綱紀保持委員会委員・大阪市立大学大学院教授)

大西 有三(京都大学大学院工学研究科教授)

(議事概要)

○布村局長挨拶

外部委員の方々にはたいへんお忙しい中、日程等についてあわただしくお願いしているにもかかわらず、ご出席賜りありがとうございます。

豊岡河川国道事務所の平成16及び17年度発注工事に関して、同事務所の藤田係長が1月14日に株式会社沖野工務店からの収賄容疑で逮捕され、2月2日には起訴保留のまま再逮捕されましたが、2月22日に同容疑により神戸地方検察庁によって起訴されました。また、2月25日には平成17年度の別の工事に関しての収賄容疑で再々逮捕されました。なお、現在のところ、起訴にかかわる公訴事実については、概要のみ確認が出来ている状況です。

本委員会は、徹底した事実関係の解明と実効性のある再発防止策の検討を目的としてい

ますが、まず、事実関係の解明については、1月30日に警察から「職員及び沖野工務店以外の関係業者に対する事情聴取等の調査をしてもらってよい。」との了解を得たことを受け、契約関係資料等の調査と併行し、関係職員30名、関係現場技術員6名及び関係業者64社に対する事情聴取を鋭意実施してきたところです。まだ、藤田及び沖野工務店についての事情聴取ができていないなどの段階であり、引き続き必要な調査を鋭意行うこととしておりますが、本日はこれまで行った調査結果についてご説明したいと思っております。

次に、再発防止策については、一定の事実関係の整理が終了した段階で、具体的かつ実効性のある抜本的な再発防止策の取りまとめを行い、さらに、その後、詳細な事実関係が明らかになった段階で必要な追加の対策を講じることとしております。しかしながら、今すぐにでも取り組むことが可能なことについては、速やかに実施すべきであると思っておりますので、「当面の再発防止策」としてとりまとめ、3月上旬にも近畿地方整備局の各部署に通知し、速やかに実施していきたいと考えています。

以上のように、本日の委員会においてはこれまでの調査結果と当面の再発防止策についてのご意見をいただくとともに、今後の調査や抜本的な再発防止策の検討についての進め方についてご議論をお願いしたいと思います。なお、本委員会とは直接関係するものではございませんが、関係者の監督責任等についても、詳細な事実関係が判明次第、法令等に照らし厳正な措置を講ずる考えです。

毎回申し上げていることではございますが、具体的かつ実効性のある再発防止策を確立できるよう、当整備局としてもしっかりと対応していく固い決意でございますので、委員の方々におかれましては、ご多忙の中誠に恐縮ですが、本日及び今後の審議につきましてよろしくお願い申し上げます。

なお、今月23日未明に、元国営飛鳥歴史公園事務所長他1名が競売入札妨害の容疑で、大阪地方検察庁によって逮捕されました。新聞等の報道によれば、国営飛鳥歴史公園事務所の平成17年度発注工事に関することですが、国土交通大臣からは記者会見などで「当省職員、とりわけ事務所長という重責にあった者が競売入札妨害の容疑により逮捕されたことは、国民の信頼を裏切るもので極めて遺憾であり、心よりお詫び申し上げます。今後、捜査当局に対して全面的な協力を行いながら、事実関係の解明に努めるとともに、一日も早く国民の信頼を回復できるよう、再発防止に全力を尽くして参ります。」とのお話があったほか、国土交通省の全職員に対して綱紀保持に関するメッセージが出されました。私も大臣とまったく同じ気持ちです。

この事案については、後ほど概要を報告させていただきますが、本省では「近年のさまざまな取り組みを実施する前のこととはいえ、誠に遺憾であり、今後、捜査当局に対し全面的な協力を行い、事実の解明に努めるとともに、外部有識者からなる公正入札調査会

議において、先の水門談合事件を受けた改善措置及びその実施状況の検証と、更なる対策の検討を行い、一日も早く国民の信頼を回復できるよう取り組んでまいりたい。」との話がなされており、当整備局もこれに即した必要な対応をしていくこととしています。

○議事

(1) 第2回委員会開催後、現在までの状況について事務局より説明。

- ・ 1月30日に兵庫県警から沖野工務店以外の業者及び整備局職員に対し、整備局として調査を開始することについて了解を得たことから、関係職員及び関係業者に対する事情聴取を行った。

関係職員 2月4日から2月22日まで

関係業者 2月13日から2月25日まで

- ・ 2月22日に神戸地方検察庁が、沖野工務店からの収賄容疑で逮捕、勾留されていた豊岡河川国道事務所職員を、同容疑で神戸地方裁判所に起訴。
- ・ 2月25日に兵庫県警が、上記容疑で当該職員を再々逮捕。

(2) これまでの調査状況及び調査結果について事務局より説明。

- ・ 1月30日に警察から藤田係長及び(株)沖野工務店以外についての事情聴取等の調査の了解を得たことから、2月4日から関係職員及び関係業者に対する事情聴取を開始した。また、一次調査で補完が必要であった事項について書面の追加調査を行った。
- ・ 事情聴取の対象とした工事は、平成16～18年度に豊岡河川国道事務所において、藤田係長が当初・変更契約を担当した74件の工事全てを対象とした。
- ・ 関係職員及び関係現場技術員に対する事情聴取は、藤田係長が工事発注業務に携わった調査課、工務第一課在職時の事務所長、副所長、担当課長等の関係職員30名(退職者2名含む)及び関係現場技術員6名の計36名を対象とし、本局職員により2月4日～22日にかけて、予定価格の漏洩、設計、積算、変更手続き、業者選定手続き等について事情聴取した。
- ・ 関係業者に対する事情聴取は、藤田係長が発注業務に携わった(株)沖野工務店が受注した工事、1社のみが予定価格内で落札した工事、当初契約から30%を超えて変更契約した工事の入札に参加した64社を対象とし、本局職員により2月13日～25日にかけて、予定価格の漏洩、業者間の受注調整等の有無等について事情聴取した。
- ・ 藤田係長、沖野工務店からの事情聴取ができていない状態であるなど、まだ確認できていないところもあるが、事情聴取を含め内部調査により現時点で把握した事実関係を中間報告として取りまとめた。概要は次のとおり。
- ・ 予定価格を作成する元となる請負工事費は、役割分担上、担当課長が作成することとなっているが、その案の作成を藤田係長が行っていた。
- ・ 関係職員及び建設業者への事情聴取の範囲において、予定価格もしくは予定価格が類推出来るような情報を、関係する職員が外部に漏洩した事実及び漏洩を想起させる情報は確認されなかった。

- ・当初契約、変更契約時の積算内容については、標準単価や積算基準等に基づく積算が行われており、特に問題は確認されなかった。ただし、標準単価が無い場合、通常であれば特別な調査等により決定すべきところ、1社からの見積りで単価を決定しているものが一部の工事で確認された。なお、その単価自体は確認中のものを除き概ね適正な価格であった。
- ・請負者への工事の変更の指示は、本来文書による指示とすべきところ、その大半を藤田係長が口答で行っていたことが確認され、変更の指示文書が確認できないものが確認された。
- ・請負者への工事の変更の指示は、本来、総括監督員である事務所長等の了解のもと行うこととなっているが、事務所長等の了解を得ることなく、藤田係長の判断で請負者に直接行われていたものが確認された。
- ・新規工種の追加等の重要な変更がある場合は、その変更の必要が生じた都度、遅滞なく変更契約が締結されなければいけないところ、変更契約が締結されていないものが確認された。
- ・3割を超える増額変更がある工事について変更理由を確認した結果、対岸の堤防の補修工事が追加されている等、契約済みの工事と必ずしも一体不可分とは考えられないものもあり、別途契約されることが望ましい、もしくは、別途契約すべきであったと考えられるものが確認された。
- ・現在検査結果を整理中のもの、工事中のもの等を除き、検査手続きで特に不適切なものは確認されなかった。
- ・業者の選定は基準通り行われており、妥当なものと考えられた。
- ・総合評価落札方式の評価については同一の尺度、基準通りに評価されており、妥当なものと考えられた。
- ・沖野工務店が受注した一部の工事の工事発注時に、沖野工務店から「よろしく」との連絡を受けた業者があり、受注調整行為が行われた可能性は否定できないが、談合そのものの事実は確認されなかった。
- ・予定価格内応札者が1社等の入札情報への当時の対応は、入札談合に関する情報があった場合又は職員が談合があると疑うに足る事実が得た場合に調査を行うこととしており、それらに該当するとは判断していなかったため、特段の調査は行われていなかった。
- ・平成16年以降、藤田係長に関する通報が外部から数次事務所にあり、本人に確認したところ事実は確認されなかった。また、当時の上司から藤田係長に誤解を招くような発言は控えるようにとの注意があり、一部の事実概要については、豊岡南警察署に情報提供されていた。
- ・発注者綱紀保持規程及び強化内容について、所内会議、課内会議等を通じて、その内容を職員に周知、徹底しており、1名を除きほとんどの職員が規程の内容を承知していたことが確認された。
- ・職員（藤田係長を除く）と業者との間の不適切な関係や金銭の授受は確認されなかった。
- ・藤田係長について、特定の業者と関係がある、業者と酒席を共にした、金品の授受があるという噂を聞いたことがあることが複数の業者から確認された。

- ・「藤田会」の存在は確認できなかったが、関係する業者からの事情聴取の中で、噂を聞いたことがあるとの発言があった。
- ・藤田係長は係員、現場技術員を連れて飲食をしていたが、支払は全て藤田係長であったとことが確認された。

(3) 再発防止策について事務局より説明。

○「当面の再発防止策(案)」について

本委員会におけるこれまでの検討結果を踏まえ、今すぐにでも取り組むことが可能な対策として、以下の項目について3月初旬に整備局内に通知し、速やかに実施に移していく。

- ①秘密の保持、事業者との応接方法、不当な働きかけ等の報告等を定める発注者綱紀保持規程の周知徹底を図るため、すべての部署において「発注者コンプライアンスミーティング」を四半期に一回定期的に開催する。
- ②公表前の予定価格、入札参加業者名等入札談合につながる秘密情報の外部への漏洩を防止するため、事務所長会議等様々な場面において、厳格な情報管理について徹底する。
- ③競争性の一層の向上を図るため、工事の難易度に応じ、当該ランクの業者に加え、上下ランクの業者にも入札参加資格を付与することで参加可能業者の拡大を図る。
- ④工事変更内容の妥当性をより確実に確認するため、変更見込み金額が当初契約額の3割を超えるおそれがあるもの等規模の大きい変更契約については、元工事と一体不可分であるかについて事前に本局の確認を得る。
- ⑤変更契約手続きを文書により確実にを行うようにするため、工事の変更に際し、文書による指示書、協議書が無いものについては、契約変更の対象としないこと等を特記仕様書に明記する。

【主な意見】

(全般)

- ・事案の全容が明らかになっていない段階ではあるが、不適切な変更契約手続き等、調査において判明した看過できない問題については、早急に対策講じるべき。

(①について)

- ・「コンプライアンスミーティング」においては、適宜アンケートを実施し、参加者に自由な記述をさせることも有効な手法である。
- ・ミーティングの開催結果については、報告をさせるべきである。
- ・ミーティングの進め方として、1回目は発注者綱紀保持規程の周知・徹底を中心にを行い、2回目以降に具体的事例を踏まえた議論を行うなどとしてはどうか。

(③について)

- ・入札参加可能業者の拡大により、競争性の向上につながるのではないか。

(⑤について)

- ・監督職員から不適切な指示があった場合には、請負業者から報告できる旨を特記仕様書に明記すべきではないか。

○「更なる改善措置についての検討項目(案)」について

一定の事実関係が整理できた段階で取りまとめを予定している「再発防止策」については、「当面の再発防止策」に加え、更なる改善措置として、以下の項目について、引き続き検討を行う。

- ・ 出先事務所を含めたコンプライアンス体制の確立
- ・ 近畿地方整備局版の通報制度の創設
- ・ 積算過程における予定価格を類推させる情報の秘匿性の向上
- ・ 入札後に予定価格を決定する入札方式の導入
- ・ 予定価格内1社入札等の情報を本局で集約し定期的に公表
- ・ 入札契約に係る情報の一元化と定期的な分析評価の実施
- ・ 平成20年度新設の品質確保課等を活用した内部チェック体制の強化
- ・ 段階確認の頻度増加等による監督、検査業務の強化 など

【主な意見】

- ・ 実施にあたって、既存システムの改造を伴うものについては、若干時間をかけて検討する必要がある。
- ・ 出先事務所のコンプライアンス体制の確立は急務であるが、制度設計をきっちり行った上で実施すべき。
- ・ 民間企業では、「コンプライアンスリーダー」は「トップ」でなく、「ナンバー2」を選ぶことが望ましいとされている。
- ・ 予定価格の事前公表については、導入している自治体においても、その見直しの動きがある。入札後に予定価格を決定することは予決令上、可能ではないか。

(4) その他

- ① 「近畿地方整備局発注工事にかかる不正事案再発防止検討委員会」設置趣旨の改正について事務局より説明。
 - ・ 委員会の設置趣旨を豊岡事案に限定したものから、整備局全体を対象とするものに改正する。
- ② 国営飛鳥歴史公園事務所における不正事案の概要について事務局より説明。
 - ・ 2月18日、大阪地方検察庁が、(株)榎峯建設社長を国営飛鳥歴史公園事務所発注工事に係る談合容疑で再逮捕（同社長は1月28日、奈良県高取町発注工事に係る競売入札妨害容疑で逮捕されていた。）。
 - ・ 2月20日、近畿地方整備局が、(株)榎峯建設社長が奈良県高取町発注工事に係る競売入札妨害容疑で逮捕されたことを受け、同社を指名停止措置。
 - ・ 2月22日、近畿地方整備局が、(株)榎峯建設社長が国営飛鳥歴史公園事務所発注工事に係る競売入札妨害容疑で逮捕されたことを受け、同社を指名停止措置。
 - ・ 2月23日、大阪地方検察庁が、元国営飛鳥歴史公園事務所長ほか1名を競売入札妨害の容疑で逮捕。

○次回日程

- ・ 次回日程については調整する。